令和３年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	成年後見中核機関立ち上げ支援事業			整理番号	－ －
				担当課係	介護福祉課
事業予算費目	款	3	民生費	記入者職・氏名	
	項	1	社会福祉費	内線等	167
	目	1	社会福祉総務費	事業区分	臨時事業
	大事業	12	成年後見中核機関立ち上げ支援事業	事業期間	令和 3 年 ～ 年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第5条では、地方公共団体に対し、自主的かつ主体的に、その地域特性に応じた施策の策定・実施を行う責務を定めている。さらに閣議決定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」では、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを目標としており、市区町村にネットワーク構築の役割を求めているところ。

具体的には、権利擁護の地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）の整備、協議会等の設立・運営といったネットワークの体制整備において、市区町村が地域の実情に応じた積極的な役割を果たすことが求められている。

中核機関とは、地域連携ネットワークにおいて、権利擁護支援に関する4つの機能を果たすように主導する役割を担うものである。また、協議会の事務局を担いながら、支援の全体を見渡し、必要に応じて専門職による専門的助言等の支援を確保する役割も担っている。広報機能、相談機能、制度利用促進機能、後見人支援機能という中核機関の4つの機能を有した中核機関を設置するための体制整備を行う。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順） 中核機関設置に向けた体制整備のため、関係機関の勉強会開催や、実施に向けた環境整備を行う。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか） 必要な人が成年後見制度を利用しやすくなるとともに、関係機関の連携体制が整備できる。

■総合計画(前期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(前期基本計画)上の施策に結びついているか？	●いる □いない	総合計画(前期基本計画)上の位置付け	基本目標	5.　健やかな暮らしづくり
			大項目	②　ひとりひとりが輝けるまちづくり
			中項目	5-2地域福祉の充実
			小項目	

（理由）
成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき中核機関の整備に取り組むこの事業は、地域福祉の推進を図るための事業であり、整合性がある。

■他の自治体の類似する政策との比較検討

徳島県内では、令和3年度中に中核機関の設置を予定しているのは、本市を含め徳島市など８市町村となっている。

■市民参加の実施の有無とその内容　（有 ・ 無）　○を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか） 判断能力が不十分な方々など成年後見制度の利用が必要な方。
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか） 財産管理や日常生活等に支障が生じている人を、共生社会実現の一手段として社会全体で支え合う。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか） 他市で実施されている法人後見制度について早期に実現できるよう要望がある。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか） 将来像を見据えたうえで、小さく生んで大きく育てる観点から、令和3年度中に、広報機能、相談機能の整備ができた時点で中核機関が設置されたものとし、段階的に取り組んでいくことが求められている。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

			全体計画	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度以降	最終年度
全体コスト	関連事業費	財源内訳 国県支出金	275	275				
		財源内訳 地方債	0					
		財源内訳 その他（利用者負担等）	0					
		財源内訳 一般財源	275	275				
		A 直接事業費（千円）	550	550	0	0	0	0
		人件費 正規職員数	0.20 人	0.20 人	人	人	人	人
		人件費 職員人件費 ①	1,276	1,276				
		人件費 臨時・嘱託職員数	0.00 人	0.00 人	人	人	人	人
		人件費 臨時・嘱託職員の賃金等②	0	0				
		B 人件費計（千円）①＋②	1,276	1,276	0	0	0	0
	A ＋ B		1,826	1,826	0	0	0	0

有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	● ある a ない	理由：地域福祉計画のアンケートでも成年後見制度があまり知られていないことが分かった。中核機関を設置することで、成年後見制度に関する周知・広報が行われ、必要な方が成年後見制度を利用することにつながる。また、相談窓口が明確になることで相談機会が増え、相談が行われやすい環境も整う。
	② 類似事業との整理統合はできないか？	● できない a できる	理由：類似事業はない。
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか？	○ ない a ● ある	理由：令和3年度に広報機能、相談機能を持った中核機関を設置し、その後関係機関と協議を重ね、制度利用促進機能、後見人支援機能を持つ中核機関を設置していく。さらに法人後見、市民後見等についても検討していく。

◎改善・効率化・見直しの方向性　※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。

有効性	①	
	②	
	③	法人後見、市民後見についても検討していく。

所属長による総合的なコメント

中核機関の設置を進め、法人後見についても社会福祉協議会で開始できるよう支援を行う。